

## 林業経営体強化に資する山の相談支援事業実施要綱

令和8年4月1日付7産労農森第1539号

### (目的)

第1 本事業は、林業経営体に対し、森林所有者からの依頼に基づき実施した森林調査や森林整備計画立案等に要する費用の支援を通じて、林業経営体の経営力強化と小規模森林等の整備促進に資することを目的とする。

### (事業内容)

第2 第1の目的を達成するために、次の事業を実施するものとする。

#### (1) 林業経営体強化に資する山の相談支援事業

##### ア 森林調査

森林所有者からの依頼に基づき実施したヒアリング、予備調査、現地調査、林況・植生調査等に係る経費を支援する。

##### イ 森林整備計画立案

森林所有者からの依頼に基づき実施した森林整備計画立案及び全体計画図の策定に係る経費を支援する。

### (対象地域)

第3 第2の実施対象地域は、次のとおりとする。

(1) 森林法(昭和26年法律第249号、以下「法」という。)第5条に規定する地域森林計画対象森林

(2) (1)に隣接する同法第2条に規定する森林

2 前項に規定する森林のうち、島しょを除く都内に所在する森林

### (事業実施主体)

第4 本事業の実施主体は林業経営体とする。

### (助成)

第5 東京都知事(以下「知事」という。)は、本事業の実施のために必要な経費について、別に定めるところにより、予算の範囲内において助成するものとする。

### (指導・助言)

第6 知事は、地域の実情に応じた適正かつ円滑な事業推進を図るため、事業実施に当たり技術的な助言・指導を行うものとする。

### (その他)

第7 この要綱に定めるもののほか、本事業の実施について必要な事項については、別に定める。

附 則

この要綱は、令和8年4月1日から施行する。